

第17回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会	資料 1
令和2年6月15日~19日	

がん診療連携拠点病院等の指定の更新等に関する考え方

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

がん診療連携拠点病院等

令和2年4月1日時点

がん診療連携拠点病院: 402カ所
地域がん診療病院: 45カ所

都道府県がん診療連携拠点病院



51カ所

地域がん診療連携拠点病院



348カ所

地域がん診療病院



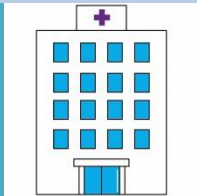
45カ所

- ①地域がん診療連携拠点病院(高度型): 47カ所
- ②地域がん診療連携拠点病院: 275カ所
- ③地域がん診療連携拠点病院(特例型): 26カ所

隣接する2次医療圏の
拠点病院とグループ化

都道府県内の拠点病
院全体のとりまとめ

特定領域 がん診療連携拠点病院



1カ所



2カ所

- 様々な研修
- 都道府県がん診療連携拠点病院
連絡協議会の開催 等

国立がん研究センター



類型の見直しについて

診療機能による分類

【第16回検討会】

地域がん診療連携拠点病院
(高度型)

指定類型の
見直し



指定類型の
見直し



地域がん診療連携拠点病院
(一般型)

指定類型の
見直し



指定要件を
充足した場合
復帰



地域がん診療連携拠点病院
(特例型)

【これまで】

地域がん診療
連携拠点病院

※便宜上、地域
がん診療拠点病
院を一般型とする

- 必須要件に加え、望ましい要件を複数満たす。
 - 高度な放射線治療の実施が可能
 - 同一医療圏のうち診療実績が最も優れている。
 - 相談支援センターへの医療従事者の配置や緩和ケアセンターの整備
 - 医療安全に関する取組
- 等の条件を満たし、診療機能が高いと判断された場合に同一医療圏に1カ所のみ指定。

従来の地域がん診療連携拠点病院と同様。

平成31年以後に既指定の拠点病院で、指定要件の充足状況が不十分であると判断された場合に経過措置的に指定類型を見直し。
未充足である状況が持続した場合は、指定の取消しも検討する。

①特例型 → 一般型への指定類型変更

令和2年4月1日から地域がん診療連携拠点病院(特例型)に指定類型変更された医療機関のうち、以下の医療機関については指定要件の充足を確認した。これらについては地域がん診療連携拠点病院(一般型)として令和5年3月31日まで指定してはどうか。

都道府県名	地域がん診療連携拠点病院(一般型)	指定年限(案)
北海道	砂川市立病院	令和5年3月31日
北海道	市立釧路総合病院	令和5年3月31日
東京都	東京医科大学八王子医療センター	令和5年3月31日
愛知県	半田市立半田病院	令和5年3月31日
京都府	宇治徳洲会病院	令和5年3月31日
和歌山県	公立那賀病院	令和5年3月31日
広島県	広島県厚生農業協同組合連合会 尾道総合病院	令和5年3月31日
福岡県	地方独立行政法人 大牟田市立病院	令和5年3月31日
福岡県	社会保険田川病院	令和5年3月31日

②既指定医療機関の指定の更新

前回の検討会后、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって令和元年度中の指定要件の充足が困難となった状況に鑑み、指定期間を令和2年6月30日までに変更された医療機関について、

1. 指定要件の充足を確認した医療機関については令和5年3月31日まで指定としてはどうか。

都道府県名	地域がん診療連携拠点病院	指定年限(案)
長野県	長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター	令和5年3月31日
都道府県名	地域がん診療病院	指定年限(案)
北海道	独立行政法人労働者健康安全機構 北海道中央労災病院	令和5年3月31日

2. 指定要件が未充足のままである医療機関については、前回3月に特例措置で指定期間を延長した際と同様の状況であるため、指定期間を令和3年3月31日まで延長してはどうか(新型コロナウイルス感染症の収束について予測が困難であるため)。

都道府県名	地域がん診療連携拠点病院	指定年限(案)
岩手県	岩手県立磐井病院	令和3年3月31日
滋賀県	大津赤十字病院	令和3年3月31日
兵庫県	公立学校共済組合近畿中央病院	令和3年3月31日
兵庫県	赤穂市民病院	令和3年3月31日
大分県	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大分県済生会日田病院	令和3年3月31日
都道府県名	地域がん診療病院	指定年限(案)
北海道	小樽市立病院	令和3年3月31日
新潟県	新潟県厚生農業協同組合連合会 佐渡総合病院	令和3年3月31日
滋賀県	公立甲賀病院	令和3年3月31日
岡山県	金田病院	令和3年3月31日

③都道府県がん診療連携拠点病院の指定

以下の医療機関の指定要件が未充足であると報告された。

都道府県	医療機関名
鹿児島県	国立大学法人 鹿児島大学病院 (平成31年4月1日より4年 都道府県がん診療連携拠点病院指定)

指定要件:「**専従の院内がん登録中級認定者の配置**」が令和2年4月1日より未充足。

対応について、整備指針p32 VIII 4 (3)より、都道府県がん診療連携拠点病院に対しては①勧告②指定の取り消し、を行うことができる。

指定要件が未充足である状態が継続するようであれば、次回の検討会以降に指定の取り消しを含めて検討を行うことを前提に、今回については、まずは指定要件の充足に向けて適切に対応するよう勧告を行うこととしてはどうか。

④ 既指定医療機関の分離

以下の医療機関が令和3年1月1日に分離予定であり、鹿児島県より届出があった。

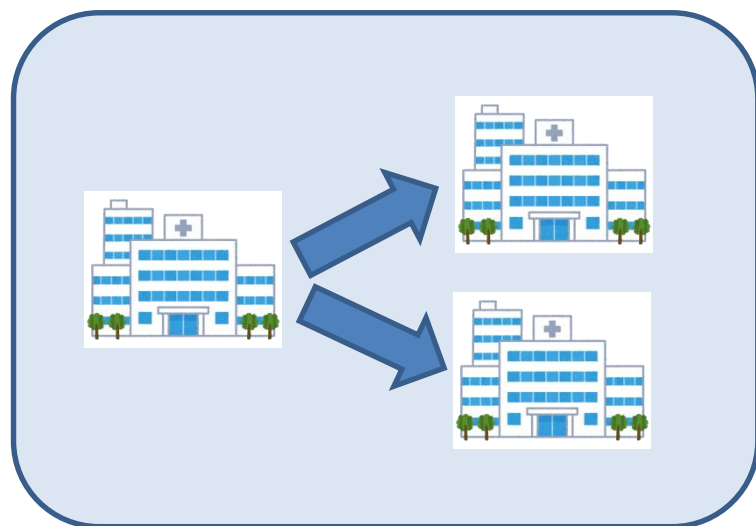
都道府県	医療圏	医療機関名
鹿児島県	鹿児島	公益社団法人昭和会 今給黎総合病院 (令和2年4月1日より3年 地域がん診療連携拠点病院指定)



都道府県	医療圏	医療機関名
鹿児島県	鹿児島	公益社団法人昭和会 いまきいれ総合病院 (主に急性期)
鹿児島県	鹿児島	公益社団法人昭和会 上町いまきいれ病院(主に回復期)

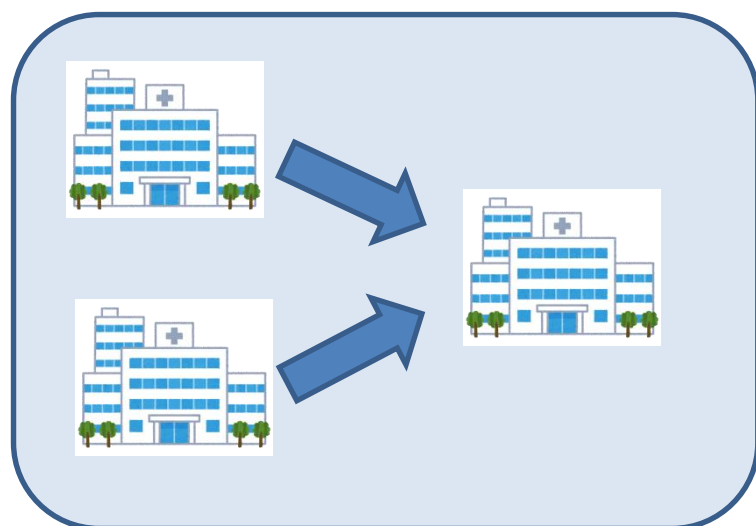
「**いまきいれ総合病院**」単独で、地域がん診療連携拠点病院の指定要件を全て満たす。

よって、令和3年1月1日より「**いまきいれ総合病院**」を地域がん診療連携拠点病院として指定してはどうか。(「上町いまきいれ病院」は指定せず。)



⑤病院機能が分離される場合

- 既指定の場合は診療体制の変更として都道府県より厚生労働省への届出を求め、指定の検討会で指定の継続について検討する。
- 医療圏をまたいで分離する場合は指定の継続は認めない。
- 外来診療のセンター化など附属施設としての分離であれば診療実績は合算して計上することを認める。
- 分院化の場合は診療実績の合算は認めない。



⑥複数の病院を統合する場合

- 既指定の場合は診療体制の変更として都道府県より厚生労働省への届出を求め、指定の検討会で指定の継続について検討する。
- 診療体制を前院から引き継いでいると認められる場合は診療実績については合算を認める。
- 別の医療圏の病院を統合する場合には診療実績の合算は認めない。

(参考)がん診療連携拠点病院の指定要件(抜粋)①

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発300731号)

診療実績に関する要件

下記①または②を概ね満たすこと。

ただし、同一医療圏に複数の医療機関を推薦する場合は①をすべて満たすこと

①. 以下の項目をそれぞれ満たすこと。

- 院内がん登録数 500 件以上
- 悪性腫瘍の手術件数 400 件以上
- がんに係る化学療法のべ患者数 1000 人以上
- 放射線治療のべ患者数 200 人以上
- 緩和ケアチームの新規介入患者数 50 人以上

②. 相対的な評価

- 当該医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること。

診療実績

医療施設に関する要件

- 放射線治療に関する機器の設置(リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。)
- 外来化学療法室の設置
- 原則として集中治療室設置
- 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌室設置
- 術中迅速病理診断実施可能な病理診断室の設置

医療施設

(参考)がん診療連携拠点病院の指定要件(抜粋)②

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発300731号)

診療従事者に関する要件

手術	<ul style="list-style-type: none">手術療法に携わる常勤の医師
放射線診断・治療	<ul style="list-style-type: none">放射線治療に携わる常勤かつ専従の医師放射線診断に携わる常勤かつ専任の医師常勤かつ専従の放射線技師(2名以上の配置が望ましい、専門資格の有資格者であることが望ましい)機器の精度管理、照射計画等に携わる常勤かつ専任の技術者(専門資格の有資格者であることが望ましい)放射線治療室に常勤かつ専任の看護師(専門資格の有資格者であることが望ましい)
薬物療法	<ul style="list-style-type: none">化学療法に携わる常勤かつ専従の医師常勤かつ専任薬剤師の配置(専門資格の有資格者であることが望ましい)外来化学療法室に常勤かつ専任の看護師(がん看護専門看護師等であることが望ましい)
病理	<ul style="list-style-type: none">病理診断に携わる常勤かつ専従の医師専任の細胞診断業務に携わる者(専門資格の有資格者であることが望ましい)
緩和ケアチーム	<ul style="list-style-type: none">身体症状の緩和に携わる常勤かつ専任の医師(専従が望ましい)精神症状の緩和に携わる常勤の医師(専任が望ましい)専従かつ常勤の看護師(専門資格の有資格者であること)緩和ケアチームに協力する者の配置(薬剤師、医療心理に携わる者、相談支援に携わる者)が望ましい。
相談支援センター	<ul style="list-style-type: none">専従と専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ(相談員基礎研修1～3を修了していること)
院内がん登録	<ul style="list-style-type: none">国立がん研究センターが提供する研修で中級認定者の認定を受けた専従の院内がん登録実務者

(参考)医療安全について

がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日付健康局長通知 健発300731号)

	施設要件	人的配置			その他
		医師	薬剤師	看護師	
都道府県拠点	<ul style="list-style-type: none"> 医療安全管理部門の設置 医療安全管理者の配置(右記参照) 未承認薬や適応外使用、高難度新規医療技術の実施等の事前審査・事後評価 医療安全に関する窓口の設置 	常勤かつ専任	常勤かつ専任 (専従が望ましい)	常勤かつ専従	<ul style="list-style-type: none"> 医療安全管理者の権限の付与 医療安全管理者の研修の受講
地域拠点 ・ 特定領域		常勤	常勤かつ専任	常勤かつ専従	
地域診療		常勤	常勤 (専任が望ましい)	常勤かつ専従	